








		課室名		北川町総合支所地域振興課	
起案日		平成24年7月13日		決裁日	
				平成24年7月18日	
課内		検討者			決裁者
担当者	起責任案者				主幹兼補佐
					課長
					
課員					
 		合議者			
					管財課長
					
					 
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載	
				要・否	


件名 普通財産(俵野市有地)の貸付について

(別紙 枚)

本総合支所管内の市有地につきまして、別紙のとおり普通財産の貸付申請がありましたので、下記のとおり貸付けます。なお、決裁の上は、別紙(案)のとおり土地賃貸借契約を締結します。

記

1. 貸付物件 (種別)土地 (所在地)延岡市北川町長井6731番4 (面積)168㎡

2. 賃借人 延岡市北川町 

3. 貸付目的 用壁工事作業道として

4. 貸付期間 平成24年7月18日から平成24年8月17日

裏面につづく

5. 貸付料 2,351円 ✓

6. 貸付料の算定

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【土地】

◎算定方法 近傍類似固定資産税評価額(円/㎡) × 使用面積 × 4/100

近傍類似固定資産税評価額(俵野地区、宅地):4,200円/㎡ ✓

※ 4,200円 × 168㎡ × 4/100 = 28,224円(年額) ✓

貸付期間が1年未満なので、月割り及び日割りで計算する。

貸付期間	内 訳			貸付料
平成24年7月18日 ～平成24年8月17日	7/18～31日	日割分	14/31日	1,062円 ✓
	8/1～17日	日割分	17/31日	1,289円 ✓
貸付料計				2,351円 ✓

※円未満切り捨て

7. 納付期限 平成24年7月31日

様式第9号(第18条)

普通財産貸付申請書

平成24年7月13日

延岡市長

首藤正治様

住所

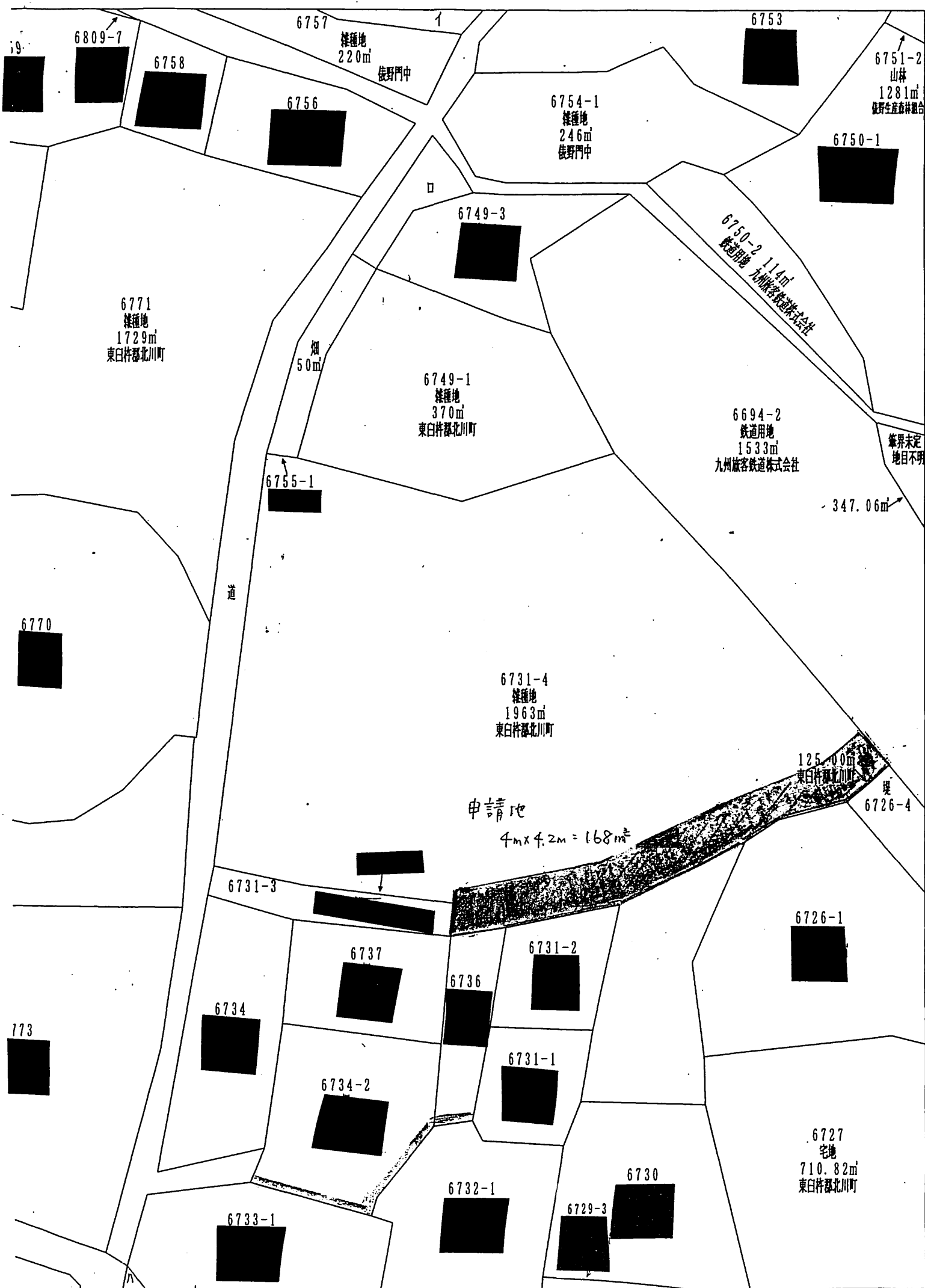
延岡市北川町

申請者

氏名

次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付けてくださるよう申請します。

1. 普通財産の 表示	種類	① 土地 2. 建物 3. その他 ()
	所在地	延岡市北川町長井6731-4
2. 借受目的	用途	用壁工事作業道として
	数量	168 m ² /
	理由(詳細に)	私有地の擁壁工事を行うが、重機や車両が通行可能な工事用道路が確保困難なため、市有地を作業道として使用したい。
3. 借受期間	平成24年7月18日 から 平成24年8月17日	
4. 貸付料	有償 無償 ※減免を希望する場合はその理由	
5. 添付書類	申請位置図・平面図・写真	



6809-7
6758

6757 雑種地 220m² 倭野門中
6756

6753
6754-1 雑種地 246m² 倭野門中
6751-2 山林 1281m² 倭野生産森林組合
6750-1

6771 雑種地 1729m² 東臼杵郡北川町
6770 雑種地

6749-3
6749-1 雑種地 370m² 東臼杵郡北川町
6750-2 114m² 鉄道用地 九州旅客鉄道株式会社
6694-2 鉄道用地 1533m² 九州旅客鉄道株式会社
境界未定 地目不明

畑 50m²
6755-1
道
347.06m²

6731-4 雑種地 1963m² 東臼杵郡北川町
申請地
4m x 4.2m = 168m²
125.00m² 東臼杵郡北川町
6726-4

6731-3
6737
6736
6731-2
6726-1
6734
6734-2
6731-1
6727 宅地 710.82m² 東臼杵郡北川町
6730
6729-3
6732-1
6733-1

土地賃貸借契約書(甲)

賃貸人 延岡市(以下「甲」という。)と賃借人 XXXXXXXXXX(以下「乙」という。)とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲はその所有する次に掲げる物件(以下「貸付物件」という。)を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所在地番	地積(m ²)
延岡市北川町長井6731番4の一部	168.00m ²

第3条 乙は、貸付物件を用壁工事作業道として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間(以下「貸付期間」という。)は、平成24年7月18日から平成24年8月17日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 乙は、前条に規定する貸付期間内に貸付物件を甲より買い取るものとする。

第6条 貸付物件の貸付料(以下「貸付料」という。)の額は、金2,351円とする。

2 貸付期間中に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第7条 貸付料は、毎年甲が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第8条 甲は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、甲の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第9条 乙は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を甲に提出して、その承認を受けなければならない。

第11条 乙は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第12条 甲は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 乙が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 乙が、第10条の規定に違反したとき。
- 乙が、破産したとき。
- 甲において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第13条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

第14条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、乙において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第15条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年7月18日

甲 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市

市長 首藤正治

乙 住所：_____

氏名：_____

土地賃貸借契約書

賃貸人 延岡市（以下「甲」という。）と賃借人 [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲はその所有する次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (m ²)
延岡市北川町長井6731番4の一部	168.00m ²

第3条 乙は、貸付物件を用壁工事作業道として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成24年7月18日から平成24年8月17日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 乙は、前条に規定する貸付期間内に貸付物件を甲より買い取るものとする。

第6条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、金2,351円とする。

2 貸付期間に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第7条 貸付料は、毎年甲が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第8条 甲は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、甲の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第9条 乙は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更しようとする場合には、あらかじめその計画書を甲に提出して、その承認を受けなければならない。

第11条 乙は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第12条 甲は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 乙が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 乙が、第10条の規定に違反したとき。
- 乙が、破産したとき。
- 甲において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第13条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

第14条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、乙において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第15条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年7月18日

甲 住所：延岡市東本小路2番地1





氏名：延岡市

市長 首藤正治



乙 住所：延岡市北川町 [REDACTED]

氏名： [REDACTED]

		課室名		北川町総合支所地域振興課		
起案日		平成24年8月15日		決裁日		
				平成24年8月17日		
課内		検討者				決裁者
担当者	起案者					主幹兼補佐
						課長
						
						
課員						
		合議者				
						管財課長
						
						
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否

件名 普通財産(俵野市有地)の貸付について

(別紙 枚)

本総合支所管内の市有地につきまして、別紙のとおり普通財産の貸付申請がありましたので、下記のとおり貸付けます。なお、決裁の上は、別紙(案)のとおり土地賃貸借契約を締結します。

記

- 貸付物件 (種別)土地 (所在地)延岡市北川町長井6731番4 (面積)168㎡
- 賃借人 延岡市北川町
- 貸付目的 用壁工事作業道として
- 貸付期間 平成24年8月18日から平成24年9月17日

裏面につづく

5. 貸付料 2,394円

6. 貸付料の算定

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【土地】

◎算定方法 近傍類似固定資産税評価額(円/㎡) × 使用面積 × 4/100

近傍類似固定資産税評価額(俵野地区、宅地):4,200円/㎡

※ 4,200円 × 168㎡ × 4/100 = 28,224円(年額)

貸付期間が1年未満なので、月割り及び日割りで計算する。

貸付期間	内 訳			貸付料
平成24年8月18日 ～平成24年9月17日	8/18～31日	日割分	14/31日	1,062円
	9/1～17日	日割分	17/30日	1,332円
貸付料計				2,394円

※円未満切り捨て

7. 納付期限 平成24年8月 日

様式第9号(第18条)

普通財産貸付申請書

平成24年8月15日

延岡市長

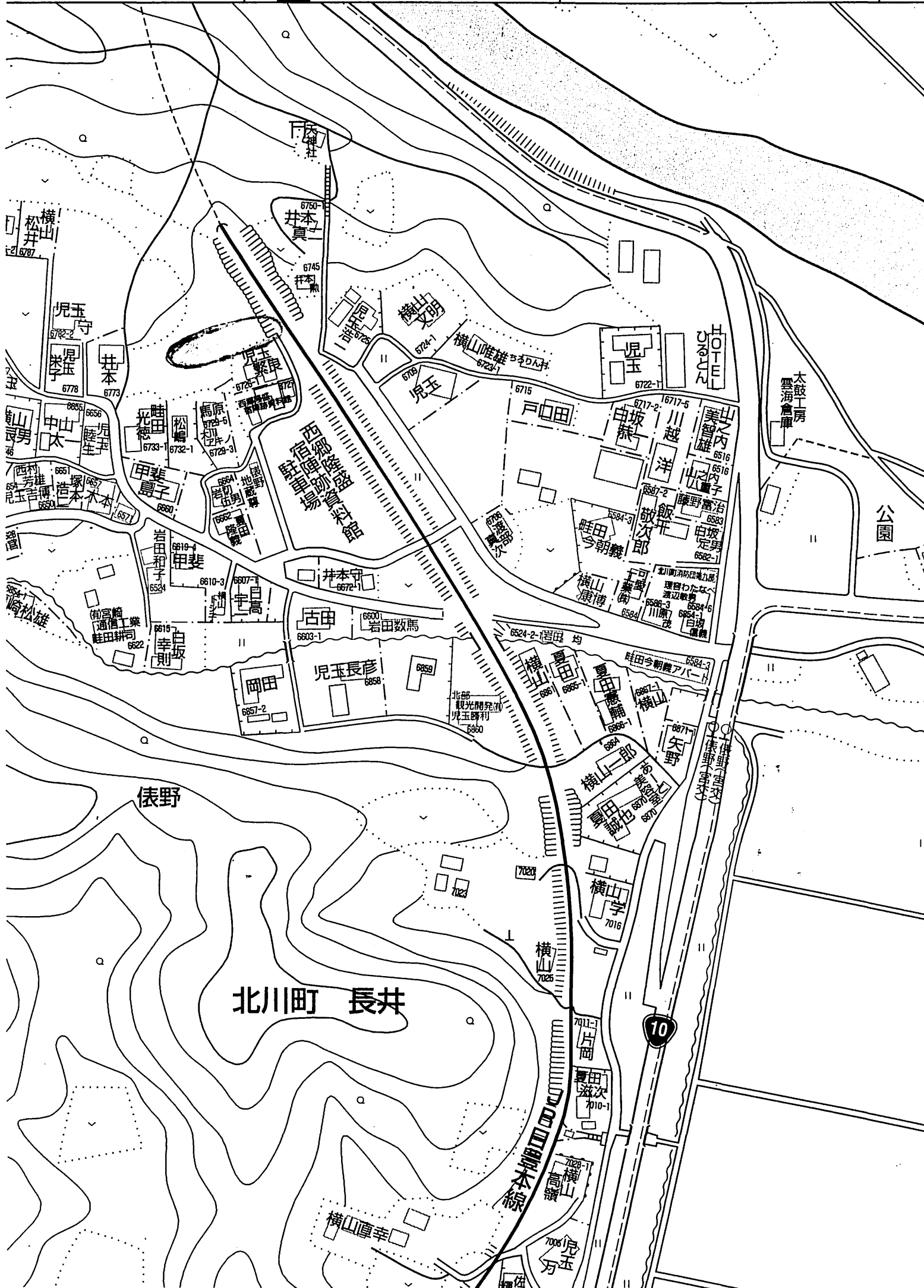
首藤正治様

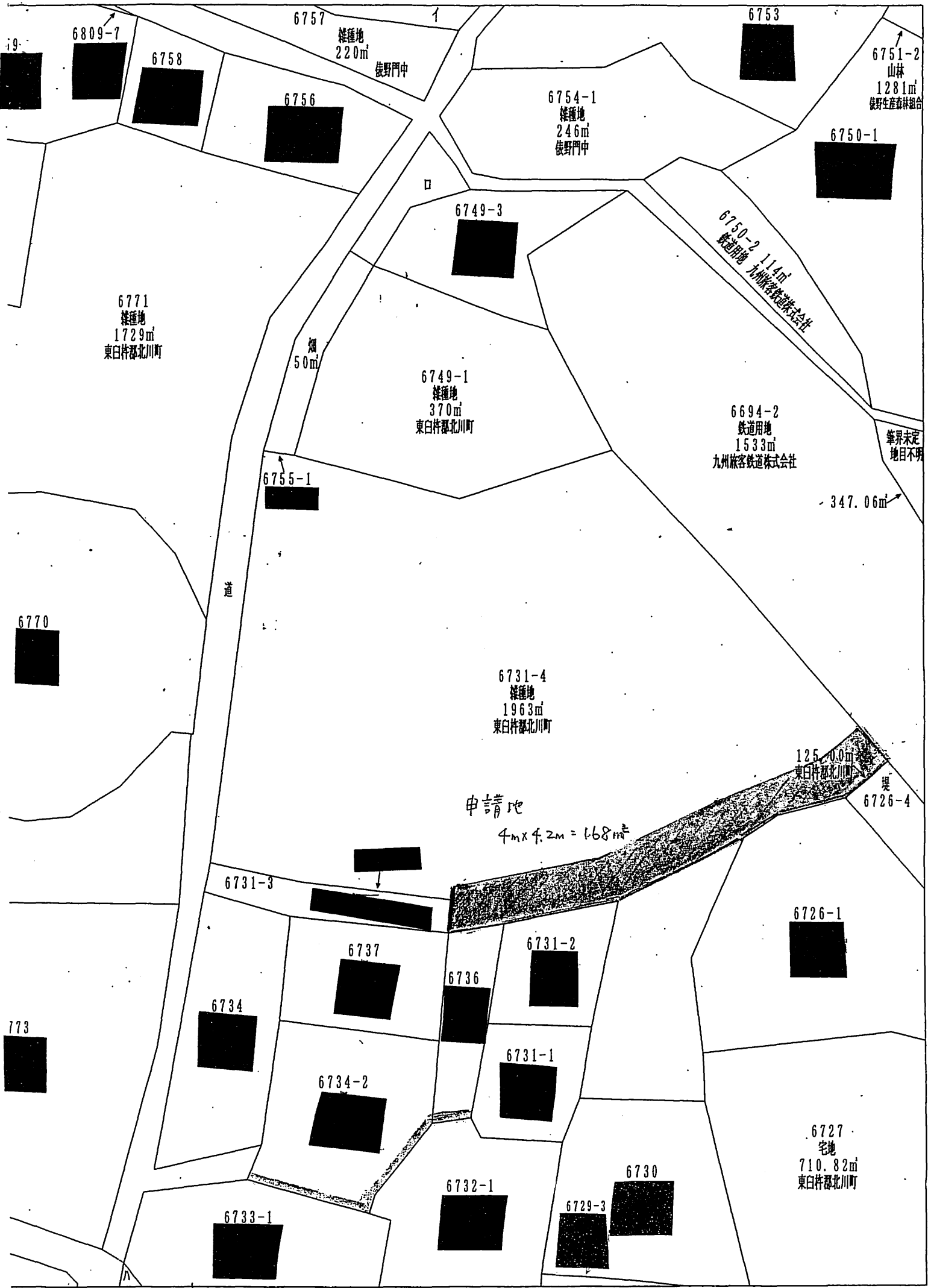
住所
申請者
氏名

延岡市
[Redacted]
[Redacted]

次のとおり普通財産を借り受けたいため、貸付けてくださるよう申請します。

1. 普通財産の 表示	種類	① 土地 2. 建物 3. その他 ()
	所在地	延岡市北川町長井6731-4
2. 借受目的	用途	用壁工事作業道として
	数量	168 m ²
	理由(詳細に)	私有地の擁壁工事を行うが、重機や車両が通行可能な工事用道路が確保困難なため、市有地を作業道として使用したい。
3. 借受期間	平成24年8月18日 から 平成24年9月17日	
4. 貸付料	有償 無償 ※減免を希望する場合はその理由	
5. 添付書類	申請位置図・平面図・写真	





土地賃貸借契約書

賃貸人 延岡市（以下「甲」という。）と賃借人 [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲はその所有する次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町長井6731番4の一部	168.00㎡

第3条 乙は、貸付物件を用壁工事作業道として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成24年8月18日から平成24年9月17日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 乙は、前条に規定する貸付期間内に貸付物件を甲より買い取るものとする。

第6条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、金2,394円とする。

2 貸付期間に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第7条 貸付料は、毎年甲が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第8条 甲は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、甲の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第9条 乙は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を甲に提出して、その承認を受けなければならない。

第11条 乙は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第12条 甲は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 乙が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 乙が、第10条の規定に違反したとき。
- 乙が、破産したとき。
- 甲において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第13条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

第14条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、乙において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第15条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市
市長 首藤正治

乙 住所：_____

氏名：_____

土地賃貸借契約書

貸貸人 延岡市（以下「甲」という。）と賃借人 [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲はその所有する次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町長井6731番4の一部	168.00㎡

第3条 乙は、貸付物件を用壁工事作業道として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成24年8月18日から平成24年9月17日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 乙は、前条に規定する貸付期間内に貸付物件を甲より買い取るものとする。

第6条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、金2,394円とする。

2 貸付期間に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第7条 貸付料は、毎年甲が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第8条 甲は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、甲の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第9条 乙は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を甲に提出して、その承認を受けなければならない。

第11条 乙は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第12条 甲は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 乙が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 乙が、第10条の規定に違反したとき。
- 乙が、破産したとき。
- 甲において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第13条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

第14条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、乙において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第15条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年8月17日

甲 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市

市長 首藤正治



乙 住所： [REDACTED]

氏名： [REDACTED]